資料２－２

コンパクトシティ関連の平成２９年度概算要求拡充事項等（参考資料）

１－１　内閣官房　・・・１頁～

１－２　総務省　・・・５頁～

１－３　厚生労働省　・・・８頁～

１－４　農林水産省　・・・１３頁～

１－５　経済産業省　・・・１５頁～

１－６　環境省　・・・１７頁～

１－７　国土交通省　・・・１９頁～

内閣官房

地方創生推進交付金

29年度概算要求額　1,１７０億円【うち優先課題推進枠　２７０億円】

（28年度予算額　1,０００億円）

事業概要・目的

○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援する。

①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②ＫＰＩの設定とＰＤＣＡサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

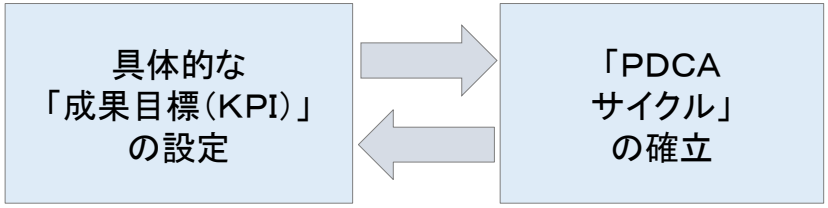

資金の流れ

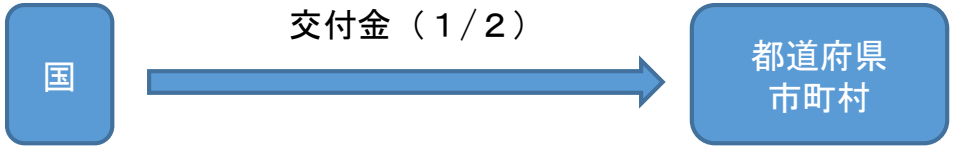

（１/２の地方負担については、地方財政措置を講じる）

事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成

例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版ＤＭＯ）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点　等

②先駆的・優良事例の横展開

・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

【手続き】

○自治体は、対象事業に係る地域再生計画（５ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定

期待される効果

○先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与する。

地方創生の深化のための新型交付金における先駆的な事業例

◆地域の技の国際化（ローカルイノベーション）

・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等が出来るためのネットワーク形成等を通じて、IoTを活用した新たなイノベーションの創出をはじめ、地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング：日本版DMO・地域商社）

・地域の「稼ぐ力」向上のため、様々な連携を図りながら地域経済全体の活性化につながる観光戦略を実施する専門組織として日本版DMOを確立し、これを核とした観光地域づくりを行う。

・地場産品を戦略的に束ね、安定的な販路開拓・拡大に取り組む地域商社を核に、地場産品市場の拡大、地域経済の活性化を目指す。

◆地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上等）

・地域経済を支えるサービス産業の生産性向上に向け、各業種に即した生産性改善の取組に加え、地域間、異業種間等を問わず、事業者等の様々な連携により新たなビジネスモデルを生み出し、ITの活用や対内直接投資も含めた生産性向上に資する戦略的投資を呼び込む取組などを促進する。

◆地方創生推進人材の育成・確保

・全国規模で行われる地方創生人材の育成・確保の取組（「地方創生カレッジ」を含む）と連動しながら、その地域独自の人材ニーズに基づき行われる人材育成・確保の取組を行うとともに、それを通じた地域の総合力の底上げを目指す。（他の分野の事業の中で併せて取り組む場合も含む。）

◆移住促進／生涯活躍のまち

・人材ニーズを踏まえた雇用創出・人材育成との連携や、地域コミュニティの活性化を伴う移住促進施策を実施する。

・特に、高齢者等が希望に応じて移住し、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活が送れるよう、「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた取組を進める。

◆地域ぐるみの働き方改革

・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、地方公共団体だけでなく、地域の産業界や労働界、金融機関等の地域の関係者が「地域働き方改革会議（仮称）」の下に集い、地域ぐるみで働き方改革に取り組む。

◆広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化

・地域住民を主体とした「小さな拠点」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る。

◆都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成等

・都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組を推進するとともに、これらの取組との連携による「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わいを創出する等戦略的な取組を進める。

次世代まちづくりツール構築事業（委託調査費）

２９年度概算要求額　０.７億円【うち優先課題推進枠　０.７億円】
（新規）

事業概要・目的

○地域の「稼ぐ力」を高めていくには、まちづくりの現場において、客観的なデータに基づいた政策の企画立案、関係者の合意形成等を図ることが重要であり、国としても、使い易いデータ分析ツールを広めていくこととしています（第５回地域しごと創生会議）。

○具体的には、人口やインフラ（道路、下水道等）等のデータをもとに、現状のまま推移した場合及びまちづくり施策に取り組む場合それぞれについて、まちの将来像を予測し、その結果を地図上のメッシュデータや３次元データ（バーチャルリアリティ）等により「見える化」する次世代まちづくりツールを開発し、一般に提供することとしています。

○そのため、まちづくりの「見える化」に取り組んだ先進事例を把握するとともに、統計データを用いた将来予測やその「見える化」について、簡易的な手法の構築に取り組みます。

資金の流れ

国 → 委託 → 受託事業者

事業イメージ・具体例

（主な調査項目）
○次世代まちづくりツールに関する先進事例調査
　例）福井県福井市

○次世代まちづくりツールの試作
　統計データに基づき、地域が現状のまま推移した場合及びまちづくり施策に取り組む場合について、簡易にまちの将来像を予測するツールを試作する。
　併せて、その結果を地図上のメッシュデータや３次元データ（バーチャルリアリティ）で「見える化」する手法を試作する。

【イメージ】「見える化」の例

（資料）森ビルＨＰより

期待される効果

○まちの将来像を分かりやすく「見える化」し、市民など関係者間で共有することが可能となることで、合意形成を容易化し、地域の「稼ぐ力」を向上する取組みを着実に推進することが可能となります。

総務省

公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（平成28年4月1日現在）

○ 全都道府県・市区町村において、公共施設等総合管理計画を策定予定であり、うち441団体で策定済み。

○ 策定を要請している平成28年度までには、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においても99.4%の団体において、公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定。

区分			都道府県		指定都市		市区町村		合計	
			団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
回答団体数			47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%
策定予定有			47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%
内訳	策定済		30	63.8%	15	75.0%	396	23.0%	441	24.7%
内訳	未策定		17	36.2%	5	25.0%	1,325	77.0%	1,347	75.3%
内訳	未策定	予策定定時完期了 H28年度	17	36.2%	5	25.0%	1,315	76.4%	1,337	74.8%
内訳	未策定	予策定定時完期了 H29年度以降	0	0.0%	0	0.0%	10	0.6%	10	0.6%
内訳	H28年度までに策定予定		47	100.0%	20	100.0%	1,711	99.4%	1,778	99.4%
策定予定無			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※「%」表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない項がある。

公共施設等の最適化に係る地方債措置

背　景

地方公共団体が、公共施設の老朽化の状況や人口減少・少子高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の最適配置を実現するためには、公共施設の集約化・複合化、転用及び除却を進めていくことが重要であり、地方公共団体におけるこれらの取組を後押しするため、新たな地方債措置を創設。

事業概要

＜平成27年度からの措置＞

地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものに対し、新たな地方債（公共施設最適化事業債）を充当。

また、既存の公共施設等の転用事業について、新たに地域活性化事業債の対象とする。

＜平成26年度からの措置＞

地方財政法を改正し、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の除却事業について、地方債の特例措置の対象とする。

公共施設最適化事業債（集約化・複合化事業）

【期間】
平成27年度からの3年間

【充当率等】
地方債充当率：90%
交付税算入率：50%

【平成28年度地方債計画計上額】
1，130億円

※　全体として施設の延床面積が減少する事業に限る
※　広域連携により事業を実施する場合も対象

地域活性化事業債（転用事業）

【期間】
平成27年度からの3年間

【充当率等】
地方債充当率：90%
交付税算入率：30%

【平成28年度地方債計画計上額】
110億円

※　広域連携により事業を実施する場合も対象

除却事業に係る地方債

【期間】
平成26年度以降当分の間

【充当率】
地方債充当率：75%
（資金手当）

【平成28年度地方債計画計上額】
480億円

厚生労働省

「地域連携コーディネーター」の機能強化

平成29年度概算要求事項
要求額：保育対策総合支援事業費
補助金451億円の内数

○　保育園等の設置の際の地域住民との合意形成、保育園等設置後における3歳児の保育園等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育園等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。

【保育園等】

機能強化

開園前

住民説明会の開催

住民との調整
・合意形成

○保育園等設置に向けた地域住民との調整・合意形成
○保育園等・自治体間の連携　など

開園後

3歳児の保育園等への接続

地域活動への参加

保護者等への相談援助

○３歳児の保育園等への接続支援
○地域活動への参加
○保護者等への相談援助　など

地域連携コーディネーター
自治体・保育園等に配置（民間事業者への委託も可）

「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援

平成29年度概算要求事項
要求額：保育対策総合支援事業費
補助金451億円の内数

○　小規模保育事業など、3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子どもの3歳到達時における保育園等への接続が課題となっている。
○　このため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合、当該保育園等にインセンティブを付与する。

【保育園等】

0～5歳児
を受入れ

【保育園等】

インセンティブを付与

3歳児以降の
受入れ重点化

★小規模保育事業所等で受け入れている子どもの3歳到達時における保育園等への積極的な受入れを支援

3歳到達

【小規模保育事業所等】

3歳未満児の受入れ強化

コンパクトシティに向けた取組と整合する介護施設等の整備の推進について（厚生労働省老健局）

○全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議（H28.3）において、コンパクトシティに向けた取組と整合する介護施設等の整備の推進について、都道府県等に周知。
○地域医療介護総合確保基金（介護分）の運用において、都道府県・市町村が選定する介護施設の整備事業の優先的配慮項目に、コンパクトシティ形成に資する事業を追加（H28.7）。

人口減少や高齢化により拡散した低密度な市街地においては、今後、住民の生活を支える医療・福祉・商業等のサービスの提供や地域活力の維持が困難になるおそれがあることから、平成26年の都市再生特別措置法改正を受け、多くの市町村において、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組が進められている。

国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、関係省庁横断の「コンパクトシティ形成支援チーム」（関係省庁申合せにより平成27年3月設置）を通じて限られた資源の集中的・効率的な利用や効果の一層の発現を図るため、関係諸施策と整合的に取組が進められるよう市町村への支援を行っているところであり、地域包括ケアシステムの構築についても、コンパクトシティとの一体的推進を図るため、地方公共団体における関係部門間の連携促進、介護施設等の整備に当たっての配慮等に取り組むこととされたところである。（平成27年9月）

ついては、介護施設等の整備に関する事業に係る市町村計画等の事業選定にあたり、当該市町村が取り組むコンパクトシティ施策との整合への配慮について検討いただくよう、管内市町村への周知をお願いしたい。

（全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より）

介護施設等の整備に関する事業

1～3 （略）

4 その他

介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

ア～カ（略）

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

（地域医療介護総合確保基金管理運営要領より）

地域医療介護総合確保基金

平成28年度予算　1，628億円
（医療分 904億円、介護分 724億円）

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
○ このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

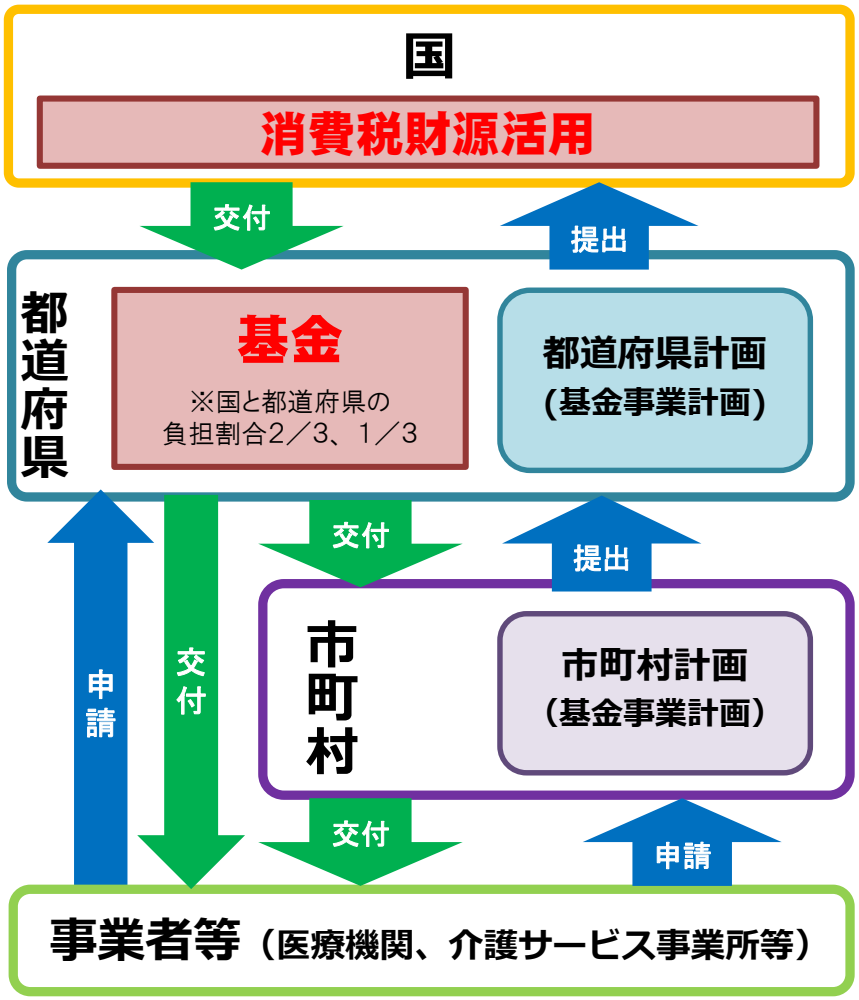

都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

○ **基金に関する基本的事項**
- 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
- 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- 診療報酬・介護報酬等との役割分担

○ **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
医療介護総合確保区域の設定※1 ／ 目標と計画期間（原則1年間） ／ 事業の内容、費用の額等 ／ 事業の評価方法※2
- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用

○ **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
2 居宅等における医療の提供に関する事業
3 介護施設等の整備に関する事業
4 医療従事者の確保に関する事業
5 介護従事者の確保に関する事業

農林水産省

都市農業機能発揮対策事業

【平成29年度予算概算要求額　２９１（１９１）百万円】

都市農業振興基本法（平成27年４月制定）

〈基本法の政策課題〉

・都市農業の多様な機能の発揮

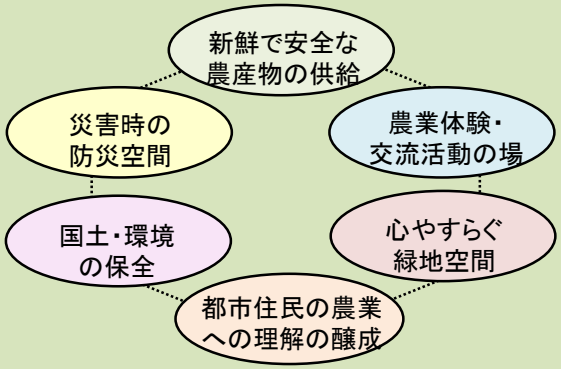

・良好な市街地形成における農との共存

・国民の理解の下での施策の推進

都市農業振興に関する新たな施策の方向性

都市農業振興基本計画（平成28年５月閣議決定）

〈講ずべき施策〉

・農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保

・防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮

・的確な土地利用に関する計画の策定等

・税制上の措置

・農産物の地元での消費の促進

・農作業を体験することができる環境の整備等

・学校教育における農作業の体験の機会の充実等

・国民の理解と関心の増進

都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画に沿って施策を推進

都市農業についての課題把握

国土交通省と連携し、都市農業に関する課題について即地的、実証的に調査・検討を実施。

ICT技術の活用、海外市場の開拓等

（委託費）（委託先：地方公共団体等）

現地における実証調査と検討

都市農業の機能発揮

都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

（補助率：定額）（事業実施主体：民間団体等）

住民を対象とした啓発事業

防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例（地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等）の創出と横展開を推進。

（補助率：定額）（事業実施主体：市町村、ＪＡ、ＮＰＯ法人等）

都市農地にあるハウスを活用した炊き出し訓練

都市住民と共生する農業経営の実現【拡充】

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進。また、現場から情報発信するための広報活動を支援。

（補助率：定額）
（事業実施主体：地域協議会、民間団体、ＮＰＯ法人等）

農薬飛散防止施設（防薬ネット）

経済産業省

地域・まちなか商業活性化支援事業

平成29年度概算要求額　25.0億円（20.3億円）

中小企業庁　商業課
03-3501-1929
地域経済産業グループ中心市街地活性化室
03-3501-3754

事業の内容

事業目的・概要

- 中長期的に、更なる人口減少、少子・高齢化の進展が叫ばれている中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠です。
- 本事業では、
  （１）コンパクトシティ化に取り組む「まち」における、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト（商業施設等の整備）
  （２）公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型の「商店街」における、各種サービスの提供に向けた取組
  （３）商店街等一定地域内で個店が連携した販路開拓や新製品開発等に対して支援を行います。
- 支援を行った取組については、周知を図り、他の地域への波及を目指します。

成果目標

- 平成26年度からの事業であり、平成29年度は、他の商店街等への波及効果が認められた補助事業の割合50%の達成を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

（１）まちなか機能集約支援型

国 → 補助（2/3以下） → 認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等

（２）公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型

国 → 補助（2/3以下） → ・地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等
・上記以外の商店街組織
（注）いずれも、まちづくり会社、NPO法人等との連携体を含む。

（３）個店連携モデル型

国 → 補助（2/3以下） → 任意の個店グループ

事業イメージ

（１）まちなか機能集約支援型

地域産品販売・飲食店・交流スペース等、
住民や観光客等のニーズに対応出来る複合商業施設等の整備

（２）公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型

①少子・高齢化
・子育て支援、福祉施設の設置
・買物弱者向けサービスの提供 等

②地域交流
・まちなか交流スペースの設置
・コミュニティカフェの設置 等

③新陳代謝
・インキュベーション施設の設置
・空き店舗への店舗誘致 等

④構造改善
・ICチップ対応型カード導入支援
・商店街区の再配置支援　等

⑤外国人対応
・Wi-Fiの設置、免税対応機器等の導入 等

⑥地域資源活用
・アンテナショップの設置
・オリジナル商品の開発 等

⑦公共的機能
・街路灯、休憩所・手洗所等の整備　等

（３）個店連携モデル支援型

商店街等一定地域内で個店が連携した販路開拓や新製品開発を支援

環境省

地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業

平成29年度要求額
１００百万円（新規）

事業目的・概要等

背景・目的

「パリ協定」の採択を受け、中期的のみならず長期的な温室効果ガス排出の大幅削減や緩和・適応の同時達成に向けた取組の推進が必要。特に、世界規模で進む都市化を念頭に、温室効果ガスの排出や気候変動リスクの増大を未然に防止する都市モデルの構築は喫緊の課題。

他方、我が国でも地球温暖化対策推進法の平成28年改正により、地方公共団体実行計画（区域施策編）の記載事項の例示として「都市機能の集約の促進」が明記され、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）においても、低炭素型の都市・地域づくりの推進の一環として「都市のコンパクト化」が掲げられた。

都市機能の集約を推進するためには、区域に複数の拠点を形成し、高度なエネルギーマネジメントを通じた地域熱供給（コジェネ導入、廃熱活用）や再生可能エネルギーの最大限の導入を図るとともに、適応計画や気候変動の影響評価の観点も加味した構想が必要。

事業概要

上記目的に資する取組を実施しようとする先進的な地方公共団体を対象に、排出削減に関連する行政計画（都市計画・低炭素まちづくり計画等）との整合を図りつつ、地方公共団体実行計画に位置付ける具体的施策について事業計画の策定や実現可能性調査に係る費用を支援する。

事業スキーム

委託対象：地方公共団体
実施期間：平成29年度～31年度

イメージ

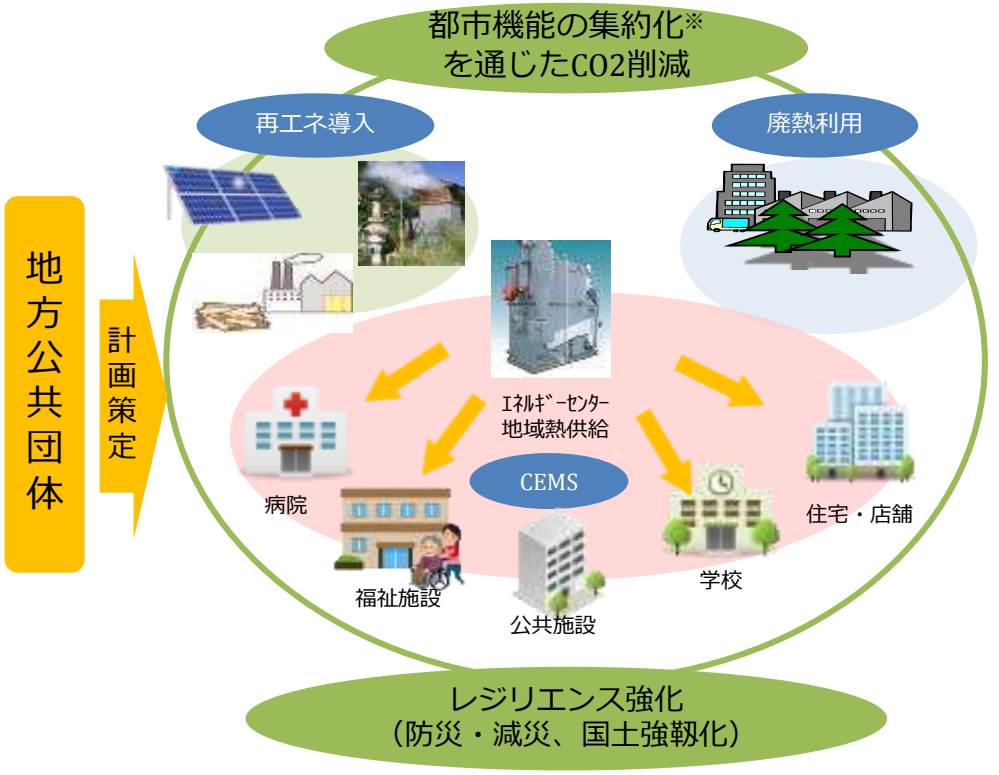

※公共施設等総合管理計画、立地適正化計画等を通じた都市機能の集約、ハザードマップを考慮した都市計画の見直し等を想定

期待される効果

地球温暖化対策計画に即した地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等が、都市機能の集約の拠点形成や土地利用の在り方の見直しとともに一体的に進められ、長期的な温室効果ガスの排出に係るロックインを回避できる脱炭素かつレジリエントな都市・地域づくりのモデル事例を各年度３件程度形成。

国土交通省（総合政策局）

○地域プラットフォームの充実・機能強化等について（拡充）

国土交通省

地方へのPPP/PFIの横展開をより一層推進するため、地域プラットフォームの充実・機能強化を図ると共に、人口減少や施設の老朽化などの地域課題を、施設の集約・再編、公有地の有効活用など地域の創意工夫で解決し、多様なPPP/PFIの取組みや地方におけるコンセッション事業への支援を重点化・拡充

政府全体の新たな事業規模目標の設定：**総額21兆円**（平成25年度～34年度）（従来目標は10～12兆円）

※「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日PFI推進会議決定）

これまでPPP/PFIは、国や比較的人口規模が大きい自治体での実施割合が高いものの、人口20万人規模の自治体や中小規模の自治体にも浸透させることが課題

地域プラットフォームを通じた情報・ノウハウの横展開と案件形成の推進により、PPP/PFIのすそ野を広げることが急務

※「PPP/PFI推進アクションプラン」において、全国で地域プラットフォームを４７以上形成（平成３０年度末まで）することが目標

地域プラットフォームの形成促進を加速化するとともに、地域サポーター制度の創設や、人口減少や施設の老朽化など地域の課題を解決するような先進的な取組への支援の拡充等により、地域プラットフォームの充実・機能強化を図る。

地方ブロックプラットフォーム

産官学金の協議の場を全国をカバーするブロックごとに形成し、ノウハウの横展開・案件形成等に係る情報
・セミナー・シンポジウム、首長意見交換会、実践的研修の実施　等

専門家の派遣や助言等　⇅　事例報告等

自治体単位の地域プラットフォーム

A市地域プラットフォーム

自治体において官民間の対話を通じた案件形成
・個別具体の案件の掘り起こし、形成及び推進
・PPP／PFIの事業化候補の案件リストの作成　等

○地域プラットフォームの形成促進の加速化

・現在、12地域を選定・支援中。今年度中に20地域に支援を拡充予定。
・目標達成に向け、さらに形成を加速（来年度新たに10カ所程度追加）

先導的官民連携支援事業

先導的なPPP／PFI事業の導入・実施に係る調査費を助成

形成された案件に係る導入・実施に向けた検討を支援

○地域の課題解決に向けた取組への支援拡充

従来の取組に加え、人口減少や施設の老朽化など、地域の課題をPPP/PFIによる創意工夫で解決するような先進的な取組にも支援を拡充

他地域における先進的な取組を横展開

○地域サポーター制度（仮称）の創設

PPP/PFIの実務に詳しい自治体職員等をサポーター登録し、地域プラットフォームや実務経験の乏しい自治体からの要請に応じて現地派遣

交通政策基本計画の実現による交通政策の総合的な推進

・交通政策基本計画の目標を達成するため、施策の進捗状況について適切にフォローアップを行うとともに、特に取組の強化が必要な施策の推進に向けて必要な調査・検討を実施。

①交通政策基本計画全体のフォローアップ

交通政策基本計画の目標達成に向けて、各施策を着実に推進させるため、以下を実施する。

○交通の動向に関するデータの充実等

⇒ 交通の動向に関するデータの作成・分析を強化する。

○各年度の計画の進捗状況に関するフォローアップの実施

⇒ 交通の動向に関するデータも活用しながら、各年度に講じた施策を適切にフォローアップし、結果を交通政策白書としてとりまとめるとともに、次回の計画改定作業に反映させる。

②交通政策基本計画のモード横断的な目標の達成に向けた取組の推進

交通政策基本計画のフォローアップを踏まえ、鉄道、自動車、航空等のモード横断的な目標達成に向けて、交通政策基本計画に位置づけられた施策の中で、特に取組の強化が必要な施策の推進について調査・検討を実施する。

【取組の例】

- ○ 高速バス、LCC等の利用促進
- ○ 交通系ICカードの普及・利便性拡大
- ○ ビッグデータの活用による交通計画等策定支援
- ○ 全国公共交通機関を網羅した経路検索の可能化
- ○ モビリティ・マネジメントの推進
- ○ 公共交通機関におけるサービス水準の見える化

国土交通省（水管理・国土保全局）

○想定最大規模の洪水、内水、高潮、津波の浸水想定区域指定及びハザードマップ作成の推進

・平成27年5月の水防法改正等を踏まえて、想定最大規模の洪水、内水、高潮、津波による浸水想定区域の指定を推進する。市町村においては、この浸水想定区域図を用いて、ハザードマップ作成を行い、住民の適確な避難行動に繋げる。

・平成29年度においては、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づきハード対策と一体となって実施するハザードマップ作成等のソフト対策を、新たに防災・安全交付金の洪水氾濫域減災対策事業の交付対象に追加する。

○施策ツール（予算、税制、制度改正等）

・都道府県、市町村への防災・安全交付金による支援
・浸水想定区域図作成マニュアル、水害ハザードマップ作成の手引き等の整備

○実施主体

【洪水浸水想定区域】　国、都道府県
【内水浸水想定区域】　都道府県、市町村
【高潮浸水想定区域】　都道府県
【津波浸水想定】　都道府県
【ハザードマップ】　市町村

H27水防法改正の概要

○ 洪水に係る従前の浸水想定区域について、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域から、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充

河川整備において基本となる降雨を前提とした浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域

○ 内水及び高潮に係る浸水想定区域制度を創設し、想定し得る最大規模の降雨・高潮を前提とした浸水想定区域を指定

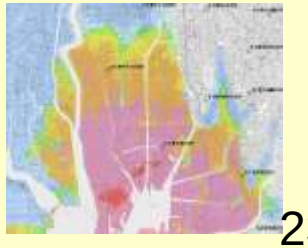

高潮浸水想定区域の例

特定地域都市浸水被害対策事業の拡充

○下水道法に基づく「浸水被害対策区域」において、下水道管理者と民間事業者が連携して効率的に浸水対策を実施する場合に、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備に要する費用に対し、国が直接補助を行うことで、官民連携した浸水対策を支援。（下水道防災事業費補助）
○下水道事業単独で実施するよりも効率的な浸水対策を図ることが可能であると考えられる「特定都市河川流域」、「100mm/h安心プラン登録地区」及び「都市機能誘導区域」を補助対象とする地区要件に追加。

現行制度

下水道法に基づく「浸水被害対策区域」において、下水道管理者及び民間事業者等が連携して、浸水被害の軽減を図ることを目的に、地方公共団体による下水道の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備に係る費用を補助。

（現行制度の活用による官民連携した浸水対策イメージ）

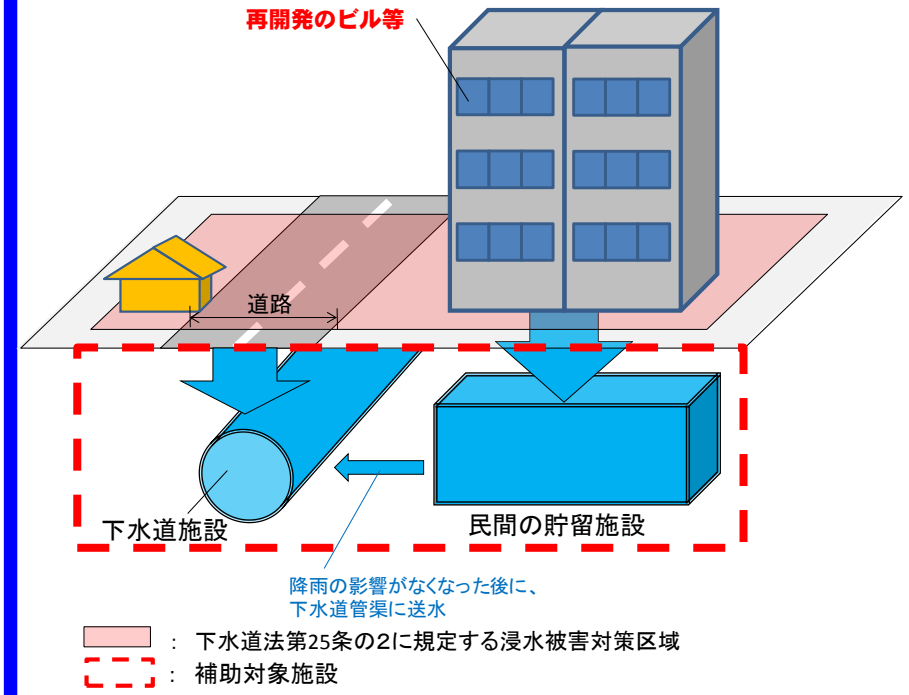

対象事業の拡充

≪これまで交付金を充当していた下水道事業のうち、以下の区域等に係る事業の一部を補助事業により充当≫

①特定都市河川浸水被害対策法に基づき流域水害対策計画が策定された「特定都市河川流域」
②100mm/h安心プランに登録された地区
③都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に位置付けられた「都市機能誘導区域」

≪以下の対象施設を追加し、地方公共団体が経費の一部を助成する場合の額を限度に、国庫補助（補助率１／３を限度）を措置≫

①雨水浸透施設
②雨水利用施設
（雨水を貯留、処理し、雑用水、防火用水等として利用することを目的として整備する、処理施設、送水施設、ポンプ施設、貯留施設及び附帯施設）

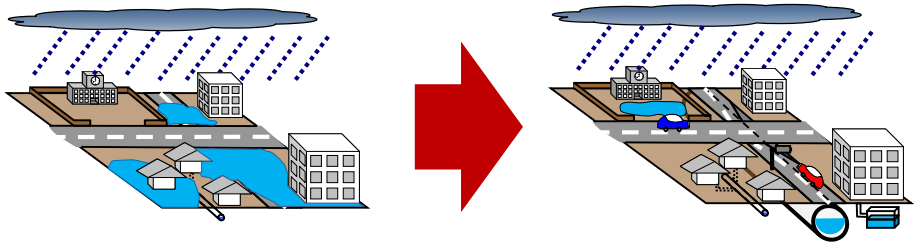

都市の浸水安全度向上、地域の生産性向上

国土交通省（住宅局）

地域居住機能再生推進事業

平成29年度概算要求額：国費376.73億円（1.57倍）
（うち優先課題推進枠　114.04億円）

現状・課題

○高齢化が急速に進展する地域における**公的賃貸住宅団地の老朽化、生活サービス機能の不足**
○**大規模団地の再生**を通じて、周辺の市街地も含めた**地域全体の再編**を図る必要性

事業目的

○大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齢化の著しい地域において、**多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備**を進め、**地域の居住機能を再生**する取組みを総合的に支援する。

地域居住機能の再生のイメージ

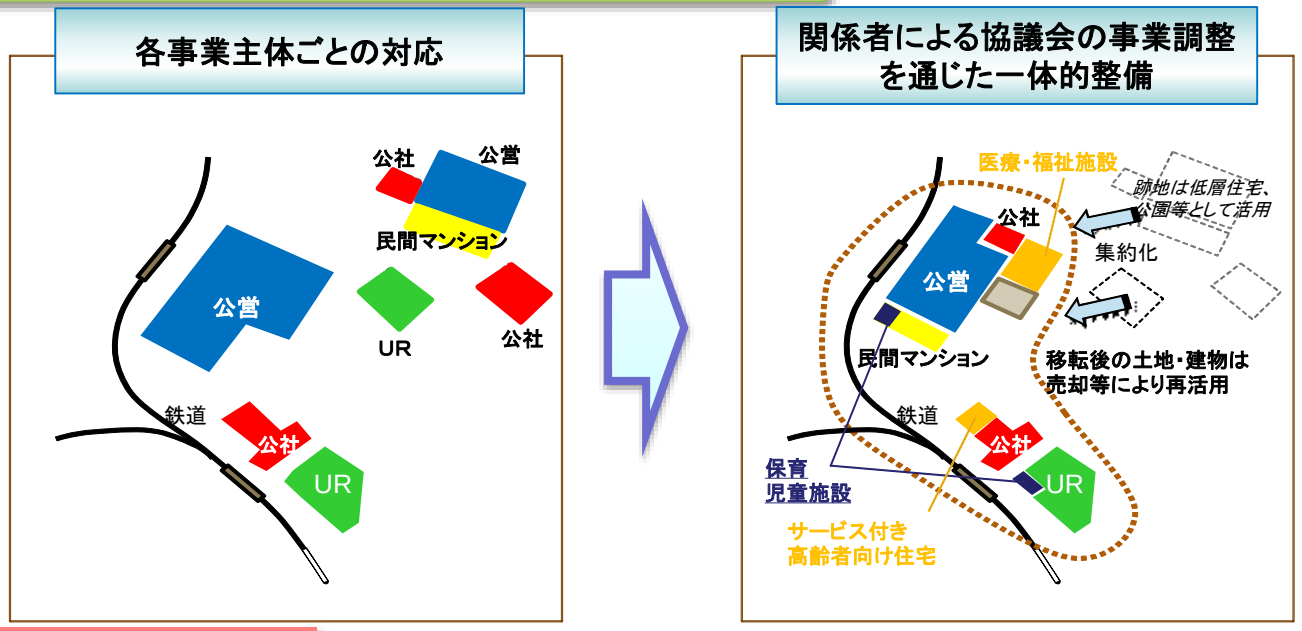

○居住機能の集約化とあわせて大規模団地等の地域居住機能を再生

○多様な主体の協働による事業実施

○高齢者世帯・子育て世帯向けの施設や交流機能等を導入

拡充内容

○**子育て支援施設を一体的に整備**する場合の**団地条件を緩和**する。

国土交通省（都市局他）

○官民連携基盤整備推進調査費

民間投資を誘発し、インフラのストック効果を高めるため、民間事業活動と一体的に実施する社会基盤整備の事業化のための検討を機動的に支援する。特に、広域地方計画に基づく「広域連携プロジェクト」の推進に資する基盤整備事業の具体化を支援するほか、官民協議を通じて民間投資を先導する事業等への支援を強化する。

既存制度の事例

社会資本整備　　民間での取組

例：観光立国推進のための外航クルーズ誘致に必要な施設整備の検討

【調査内容】
クルーズ客船の就航や飲食施設・市場の開設など民間の活動に合わせ、大型クルーズ客船対応の岸壁・泊地、緑地等の整備の事業化を検討
・必要な港湾機能の検討
・整備効果の検討　等

事例：クルーズ観光を核とした網走地域活性化調査

例：広域交流拠点としての結節点機能の強化に必要な駅周辺整備の検討

【調査内容】
広域地方計画に基づく広域連携プロジェクトの一環として、広域交流拠点となる駅周辺整備の事業化を検討
・需要調査、結節点機能の検討
・駅前広場・道路概略設計　等

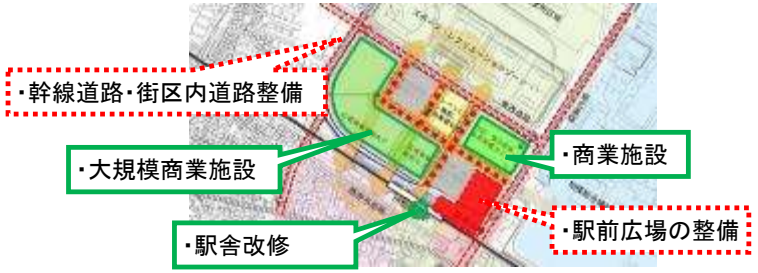

事例：相模原駅周辺整備調査（首都圏広域地方計画関連）

拡充の内容

➢ 官民協議を通じて民間投資を先導する基盤整備の調査を支援

〈現行〉民間の投資計画（内容、開始年度等）が具体化している場合に支援。

〈拡充〉民間投資が調整段階の場合についても支援。
⇒官が事業化検討を先導することで、早期に民間投資の実現を図る。

➢ 国土交通省と他省庁の事業を一体的に実施する基盤整備の調査を支援

〈現行〉国土交通省所管の基盤整備のための調査を支援。

〈拡充〉一体的に実施する他省庁事業についても事業化検討を支援。
⇒利用者ニーズに対応した多様な機能を付加し、ストック効果の最大化を図る。

公的不動産（PRE）の民間活用の推進【拡充】

２９年度要求額　６０百万円
２８年度予算額　３２百万円

○ 背景

- 社会環境の変化や厳しい財政状況を背景に、公的不動産（PRE）の民間活用等が求められている。
- 不動産証券化等の不動産投資のスキームは、PREの民間活用を活性化させると期待されている。
- 政府としては、平成28年5月18日付PPP/PFI推進アクションプランにおいて、**<u>口20万人以上の地方公共団体で平均2件程度のPRE利活用事業の実施</u>**を目指すこと等により、**<u>4兆円の事業規模を目標（平成34年までに）</u>**としている。
- **<u>平成28年度までにほぼ全ての地方公共団体（※）が総合管理計画を策定</u>**するため、平成29年度以降、個別具体のPREの有効活用が喫緊の課題。
  ※都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.7%

○ 課題

- 不動産証券化手法等によるPRE活用は、一般化されているとは言い難いため、**<u>成功事例を増やすとともに</u>**、検討プロセスや**<u>課題・対応方策の見える化</u>**が必要。
- 地方公共団体においては、PREを民間活用しようという意向はあるものの、民間事業者からの効果的な提案の募集方法等のノウハウ、不動産証券化や不動産取引に関する**<u>知識・経験等の不足等から民間活用は進んでいない</u>**。

【PRE民間活用モデルケース】

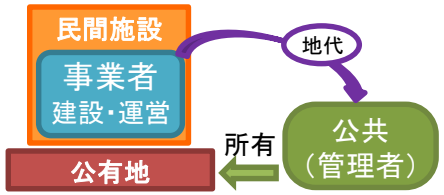

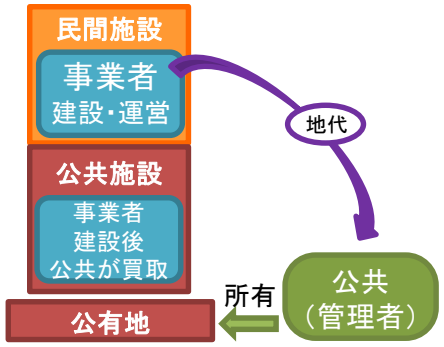

公的不動産(PRE)の民間活用の推進【拡充】

２９年度要求額　６０百万円
２８年度予算額　３２百万円

○29年度実施する事業内容 【－裾野の拡大と質の向上－】

①PRE活用支援事業

・PRE活用に関して先進的な地公体職員等の専門家派遣等を通じて、PREの民間活用を検討する**地方公共団体に対する専門的な事業化支援を実施**。

・29年度は**支援先を倍増し、10事業程度の支援を予定**。(28年度は、17事業の応募があり、5事業を支援中。)

・これから検討を始める地公体、具体の事業化に着手した地公体等、**地公体ごとの熟度に応じたメニューを用意し、きめ細やかに支援**。

・これまでの**PRE活用事業を検証・分析**し、**新たな課題の把握、より効果を上げるための具体的な改善点等**を、PREの手引書に反映させること等により、**PRE活用事業のさらなる深化**を図る。

②公的不動産(PRE)ポータルサイトの充実

・官民が必要となる条項を盛り込み、貸付けや売却を行う際の**モデル契約書**及び**地公体職員向けの解説**を作成し、**公的不動産(PRE)ポータルサイト**で公開し、普及啓発を実施。

支援イメージ

熟度	支援メニュー
これからPREの有効活用に取り組む	活用案件検討支援、先進地方公共団体の優良事例紹介(案件事例、活用推進体制等)等
構想段階の案件を持つ	マーケットサウンディング支援、事業手法・スキーム検討支援、事業化推進の助言　等
事業化中の案件を持つ	公募関係資料(募集要項、契約書、協定書等)作成支援　等

事例:宮崎駅西口拠点施設整備事業

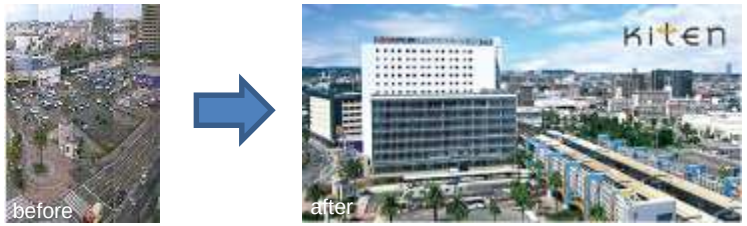

団体	宮崎県及び宮崎市
用途	有効活用前:公営駐車場 有効活用後: バスターミナル、バス待合所・観光案内施設・市営駐輪場、広場、商業施設、ホテル、オフィス等
地代	【県】約2,550万円/年、【市】約1,379万円/年

○　効果

- PREの民間活用事例を形成するとともに、成功事例の検討プロセスや課題・対応方策の見える化を進めることで、**他の地方公共団体への水平展開が期待**される。
- PREの民間活用に取り組む**地方公共団体職員のノウハウ・知識**が向上。

（参考）PPP／PFI推進アクションプラン

国土交通省

改定のポイント

- 平成25、26年度の実績をフォローアップし、新たな事業規模目標を設定
- コンセッション事業等の重点分野に文教施設及び公営住宅を追加
- 時間軸を定め、担当府省を明確にした具体的施策

事業規模目標

21兆円（平成25～34年度の10年間） ← 現行目標は10～12兆円

（コンセッション事業：7兆円、収益型事業：5兆円、**公的不動産利活用事業：4兆円**、その他の事業：5兆円）

PPP／PFI推進のための施策

（1）コンセッション事業の推進

○コンセッション事業の具体化のため、3年間の集中強化期間の重点分野及び目標の設定
- 同事業に発展し得る事業類型を含めた目標設定
- 複数施設の運営を一括して事業化する「バンドリング」の推進
- コンセッション事業推進のディスインセンティブとなる制度上の問題の解消

○将来的にコンセッション事業に発展し得る収益型事業について、全ての人口20万人以上の地方公共団体で実施を目指す

（2）実効ある優先的検討の推進

○優先的検討規程の策定と的確な運用
- 平成28年度末までに、全ての人口20万人以上の地方公共団体等において優先的検討規程を策定
- 実効ある運用のための手引きの策定や支援事業の実施
- 運用フォローアップと適正化、優良事例の横展開
- 上下水道等の重点分野における優先的検討の参考となるガイドラインの策定

○**公的不動産利活用事業について、人口20万人以上の地方公共団体で平均2件程度の実施を目指す**

（3）地域のPPP／PFI力の強化

○地域プラットフォームを通じた案件形成の推進
- 平成30年度末までに、人口20万人以上の地方公共団体を中心に全国で地域プラットフォームを47以上形成
- 地域プラットフォームを活用した民間提案の仕組みの検討
- 案件形成につながる継続的な運営を前提とした地域プラットフォームの形成支援
- モデル事例等をまとめた運用マニュアルの作成

○PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件】、水道【6件】、下水道【6件】、道路【1件】（平成26～28年度）
文教施設 【3件】（平成28～30年度）
公営住宅※【6件】（平成28～30年度） ※収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。

PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制 ➡ **経済財政一体改革への貢献**
2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に寄与

（参考）日本再興戦略等における記述概要

日本再興戦略2016

第二　具体的施策

２－３．公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFIの活用拡大等）

（２）新たに講ずべき具体的施策

公共施設等運営権方式については、公共施設等の運営に民間の経営原理を導入することにより、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらすものであることから、「PPP/PFI推進アクションプラン」に新たに掲げられた文教施設や公営住宅を含む数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。

経済財政運営と改革の基本方針2016

第2章 成長と分配の好循環の実現

新たな有望成長市場の創出・拡大

③ PPP／PFIの推進

公共施設等の整備・運営への民間のビジネス機会を拡大するため、国及び人口20万人以上の地方公共団体等における実効ある優先的検討の枠組みの構築・運用、地域の民間事業者の案件形成力を高めるための地域プラットフォームの形成・活用、民間資金等活用事業推進機構の活用等により具体的な案件形成を図り、地域経済の好循環を促していく。これにより、「PPP／PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から平成34年度まで）の事業規模目標21兆円を目指す。

クラウドファンディング等を活用した空き家・空き店舗等の再生の推進【新設】

国土交通省

背　景

○　人口減少、少子高齢化などを背景に、全国各地において空き家・空き店舗等は増加傾向にあり、地域経済の活力や良好な生活環境の維持に向けた課題となっている。

○　従来、空き家・空き店舗等の再生・活用事業では、金融機関からの資金調達が困難な場合が多かったため、**クラウドファンディング等により小口の投資資金の活用を推進**していくこととされている。
（骨太の方針2016、日本再興戦略（改訂2016））

課　題

○　投資資金を活用した空き家・空き店舗等の再生・活用事業を進める際には、**建物状況等に関する調査や的確なマーケティング方針の立案、投資家のニーズを踏まえた事業計画、資金調達計画の策定等が必要**となるが、地域の不動産事業者はこのようなノウハウを有していない場合が多い。

○　**クラウドファンディング事業に必要な許認可を取得しても、実際の事業化が進まず、空き家・空き店舗等の再生・活用の推進に繋がらない恐れがある。**

施策内容

1．クラウドファンディング等を活用した不動産再生事業化支援

*目的：**成功事例の形成、事業者のノウハウ向上***

・クラウドファンディング等を活用した空き家・空き店舗等の再生事業を検討している事業者を対し、検討段階に応じた専門家派遣等の支援を通じて、事業の実現性を高める。

- 耐震性等、躯体構造の調査　（建築士）
- 用途検討のための市場調査　（コンサルタント）
- 改修プラン等の関係法令との適合性検討　（設計士）
- 資金調達計画、事業計画策定　（中小企業診断士、会計士）　等

2．クラウドファンディング等を活用した再生事業の普及・啓発のための取組

*目的：**事例の共有化による他地域への波及、事業化促進***

①地域の不動産関連団体と連携した、小規模不動産特定共同事業セミナーの開催

②成功事例・失敗事例の現地調査、事例集の作成

等

空き家・空き店舗等の所有者との再生事業実施について合意 → 建物の現状調査 活用方法の検討 利用者の募集等 → 事業計画（改修計画・資金調達計画等）の策定 → クラウドファンディング等による資金調達、工事着工 → 地域活性化事業等に活用

次世代ステーション創造事業（鉄道駅総合改善事業費補助）

国土交通省

事業概要

駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、わかりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図る。

事業メニュー

○駅の改良
- ・ホーム・コンコースの拡幅等による安全性・利便性向上
- ・エレベーター、多機能トイレ等整備によるバリアフリー化

○駅の改良にあわせて整備（以下のうちいずれか）

【現行】
- ・生活支援機能施設（保育所、病院等）

【拡充】
- ・公共施設
- ・観光案内施設
- ・ゆとりあるパブリックスペース
- ・地域交流拠点
- ・防災拠点施設　等

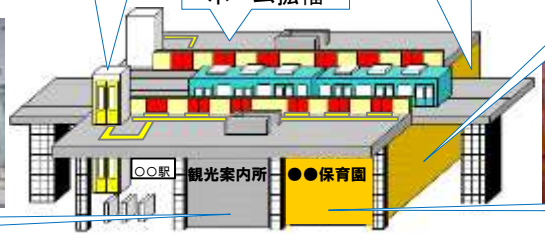

事業の進め方

駅の関係者が一堂に会して課題の共有と調整を図る場（駅まち会議）を設置し、当該場において整備計画を策定。

事業実施後も適時フォローアップするなどPDCAサイクルを実施

東京圏における今後の都市鉄道のあり方（交通政策審議会第198号答申）【抜粋】

駅については、交通ネットワークのノード（節）としての役割に加えて、まちづくりの拠点としても重要性が増大しているが、駅に係る関係者間の連携が取れていないなど、改善の余地は大きい。今後駅については、様々な主体が参画し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある「次世代ステーション」の創造を図ることが重要である。・・・（略）・・・

（ア）「駅まちマネジメント」（駅マネ）の推進
（イ）更なるバリアフリー化の推進
（ウ）更なる外国人対応の推進
（エ）分かりやすく心地よくゆとりある駅空間の形成
（オ）まちとの一体性の創出

メザニン支援業務【拡充】

背景

○ 地方都市では、厳しい財政状況の中で人口減少や少子高齢化といった課題に対応していくためには、子育て支援施設や高齢者支援施設等の公益的な施設を民間都市開発事業の中で整備するなど、民間の資金やノウハウを活用してこうした施設整備を進めていくことが必要。

地方における民間都市開発事業は、規模が小さく、また、その収益性・安定性がそもそも劣る上に、こうした公益性の高い施設（教育文化、医療、福祉、子育て支援、商業等）の整備を伴う事業はさらに収益性が劣るため、事業実施に当たっての資金調達が課題となることが多い。

このため、こうした事業を成立させるためには、メザニン支援が有効であるが、現行のメザニン支援を受ける上では、事業規模が小さかったり、また、SPCを組成しないといけないためコストがかかることが課題となっている。

○ 都心部でも、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、大型の民間都市開発事業が多数計画されており、こうした大規模プロジェクトの実施に当たって安定的な資金調達が求められている。

他方、現行のメザニン支援は、対象がSPCとされていることから、メザニン支援を受けようとするとSPCを組成しなければならず、そのコスト負担が課題となっている。

拡充内容

○ **事業区域面積**

都市再生整備計画区域内におけるメザニン支援対象事業の面積要件を以下のとおり緩和。（⇒平成29年度当初要求）

【現行】
- 三大都市圏の既成市街地等：0.5ha以上
- 三大都市圏の近郊整備地帯等、政令指定都市：0.5ha以上
- 上記区域以外の地域：0.2ha以上

【拡充案】
- 三大都市圏の既成市街地等：0.5ha以上
- 三大都市圏の近郊整備地帯等、政令指定都市：**0.2ha以上**
- 教育文化、医療・福祉、商業等の施設整備等：**500㎡以上**

○ **SPC要件**

メザニン支援の対象についてSPC要件を緩和（劣後性及びプロジェクト融資性は確保）。（⇒平成28年度補正で措置）

○ **資金調達**

（よりリスクをとる形での）より長期（20年程度まで）・安定的なメザニン支援を可能とする資金調達。

共同型都市再構築業務【拡充】（出資タイプの創設及び対象事業の追加）＜都市開発資金＞

背　景

○　三大都市も含めた急激な少子高齢化等に対応するための医療・福祉機能の整備、まちなかにおける交通渋滞や景観阻害に対応するための物流機能の向上、インバウンド需要に対応するための宿泊機能の確保が求められている。

○　また、自治体等の公的不動産を活用した民間都市開発事業は、通常、権原が（定期）借地権となるため土地への担保設定が困難であるなど、こうした民間都市開発事業については資金調達が課題となる場合がある。このため、こうした事業を推進していく上では、収益があがらない期間中は資金負担が生じず、また、担保の必要もない出資による支援が必要。

現行制度と平成29年度拡充要求事項の比較

※拡充部分は赤字

	現行	拡充
	共同事業（共同発注（融資）型）	共同事業（共同発注（融資）型、出資型）
三大都市	• 防災施設を含みCASBEE（※） Aランク以上又はこれと同等の環境性能がある施設	• 防災施設を含みCASBEE Aランク以上又はこれと同等の環境性能がある施設 • 共同荷さばき施設 • 宿泊施設 • 医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設
地方都市	• 防災施設を含みCASBEE Aランク以上又はこれと同等の環境性能がある施設 • 教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、商業施設	• 防災施設を含みCASBEE Aランク以上又はこれと同等の環境性能がある施設 • 教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、商業施設 • 共同荷さばき施設 • 宿泊施設

（※）CASBEE：建築環境総合性能評価システム

まちづくりファンド支援業務（地域金融機関との連携によるマネジメント型リノベーションまちづくり支援）

国土交通省

スキーム図（イメージ）

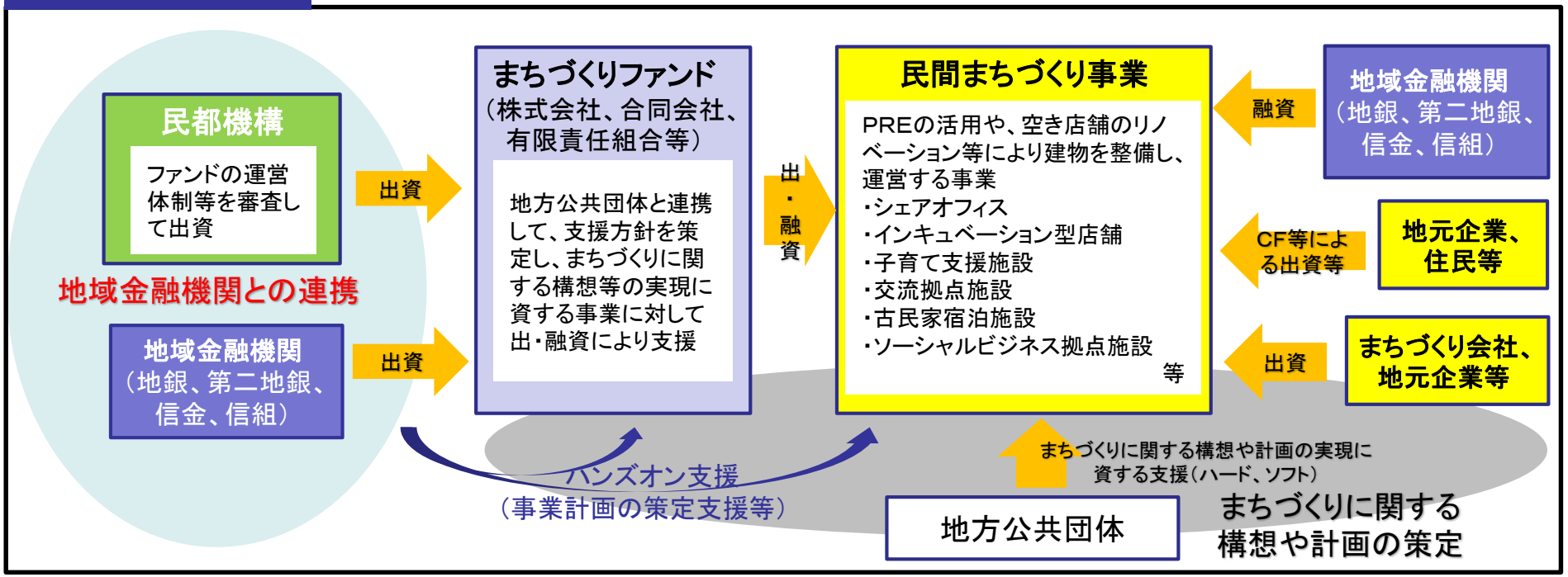

施策の効果（支援が想定されるまちづくり事業のイメージ）

中心市街地に点在する空き店舗を物販施設、オフィス、子育て支援施設等にリノベーションし、交流人口の増加、雇用創出を実現する事業

自治体が保有する歴史的建造物である映画館を新たな観光拠点として再生し、市街地の活性化を促進する事業

古民家を改修し、観光客と住民の滞在交流を促進する宿泊可能な施設を整備し、地域にお金を呼び込むことを実現する事業

民間まちづくり活動総合支援事業【拡充】

地域の価値を高め、都市の課題解決を図るため、民主導によるまちづくり活動について、都市空間の形成・維持・活用や国際的なビジネス環境の創出に向けて、ハード及びソフトの両面から支援することが必要である。これまで「民間まちづくり活動促進・普及啓発事業」及び「国際競争力強化・シティセールス支援事業」により行ってきたこれらの支援を強化し、総合的かつ柔軟に取組を推進するため、両事業を統合し、「民間まちづくり活動総合支援事業」を創設する。

民間まちづくり活動総合支援事業

魅力的な都市空間を形成・維持し、持続的なまちづくりの実現を図ることを目的として、民主導によるまちづくり活動について、ハード・ソフト両面から取組を支援

民間まちづくり活動促進・普及啓発事業

普及啓発事業やまちづくり計画・協定に基づく施設整備等を含む社会実験・実証事業に助成

▶ 都市再生推進法人の指定は全国で22法人となってきており、都市再生特別措置法に基づく協定の締結など、民間活力を活かしたまちづくりが進展

＋ 統 合

国際競争力強化・シティセールス支援事業

国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上及びシティセールスにかかる対策を支援

▶ 特定都市再生緊急整備地域12地域のうち、外国企業等を呼び込むための地域戦略に基づく整備計画が7地域にて策定され、計画に基づくソフト・ハード事業により、官民連携による国際競争力強化の取組が進展

民間の先進的取組の普及啓発

都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップの開催などによる人財育成

【民間主導まちづくりの特徴】
・魅力的なデザイン、ユーザーの満足度を意識した空間づくり
・活動を活性化させるためのプロモーション

活動を高度化・重点化し各地へ展開

ソフトを中心にハードあり（シティセールス　等）

国際会議への出展

多言語対応マップの作成

国際会議場施設整備

地域の魅力を発信するＨＰ制作

ハードを中心にソフトあり（プレイスメイキング　等）

オープンカフェ

低未利用土地の活用

新たに条例等に基づく施設の整備・活用を助成対象に追加

＜施策効果＞
外需の呼び込みによる都市経済の活性化や内需の掘り起しによる市民活動の活性化を行う。これにより、来街者・生活者にとって魅力的な都市空間を形成・維持し、官民連携によって公共空間の一層の利活用を図る持続的なまちづくりを実現する。

○拠点地区への子育て支援施設等の誘導を促進するための支援の強化

（概要）
・まちの核となる拠点地区に、子育て支援施設を誘導整備する場合の、子育て支援施設の整備及び一体的に行われる周辺公共施設整備への支援を強化する。

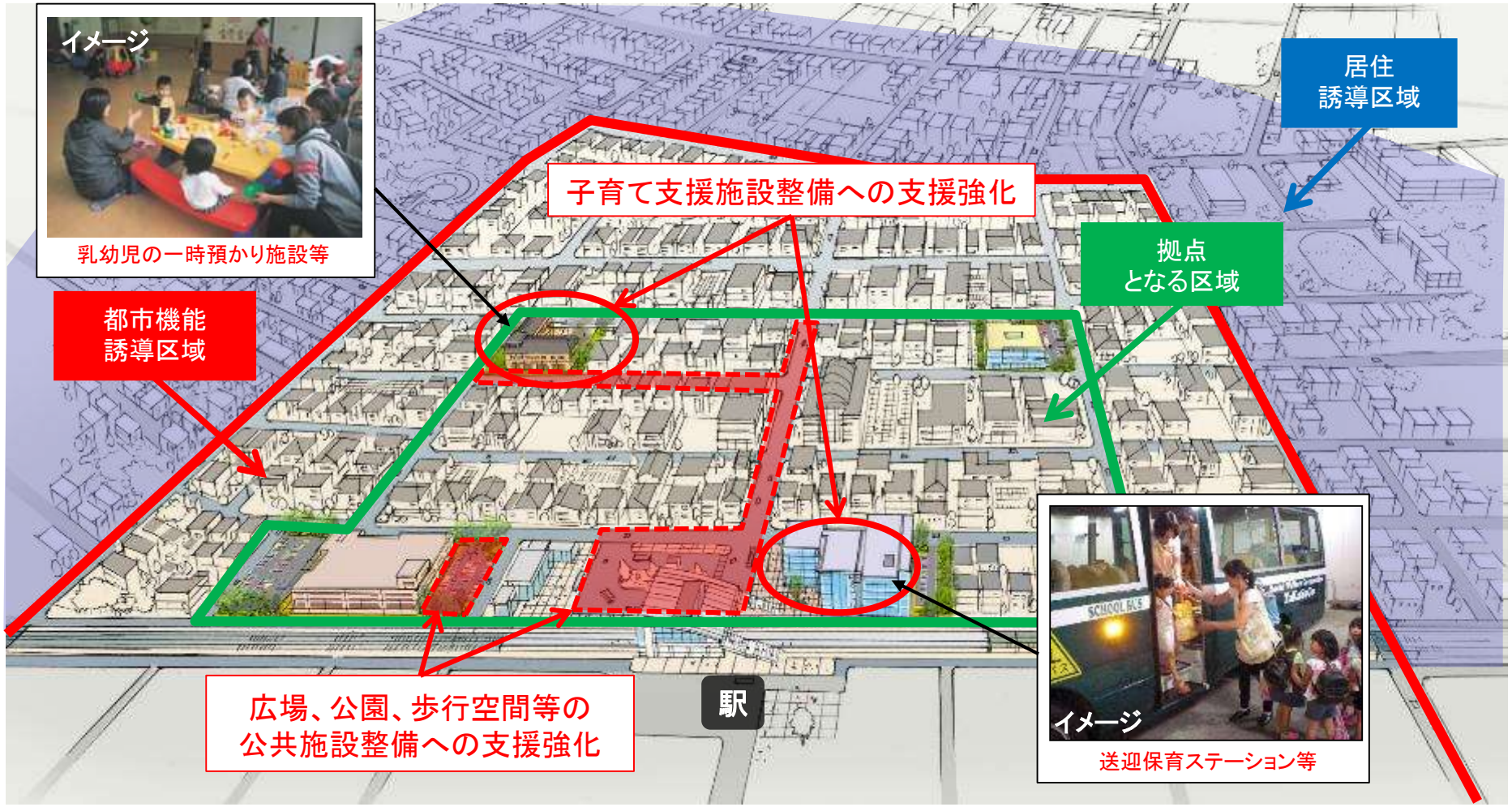

拠点地区における都市機能の誘導やまちなみの保全・再生を図る市街地整備手法の充実

コンパクトシティの形成を推進するには、空地・空家化が進行する拠点地区において、空地等の集約・整形化、残された歴史的建築物等の有効活用を図りながら、日常生活に必要な都市機能の導入、にぎわいの再生等を図ることが必要である。

このため、拠点地区において医療、福祉等の都市機能施設を誘導する土地区画整理事業に対する移転補償範囲の拡大等の支援の充実を図る。

また、今年度創設された個別利用区制度を活用しつつ、拠点地区においてまちなみの保全・再生を図る市街地再開発事業等に対するコーディネート支援等の拡充を行う。

【土地区画整理事業】

土地の集約により必要な都市機能施設を誘導する土地区画整理事業への支援の拡充

都市機能誘導を図る地区のイメージ

〇拠点地区で実施される都市機能施設の立地を伴う土地区画整理事業

⇒交付限度額に係る移転補償費の対象を拡大

【市街地再開発事業】

個別利用区を活用してまちなみの保全・再生を図る市街地再開発等への支援の拡充

〇拠点地区において景観計画等に基づきまちなみを保全・再生する市街地再開発事業等

⇒コーディネート経費に対する交付率を嵩上げ（1／3→1／2）

○駅周辺の整備と併せた授乳施設、休憩所等の整備の推進

（概要）
・徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、駅前広場等の公共的空間や公共交通などの都市交通システムを都市・地域総合交通戦略、立地適正化計画等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援。
・子育て世代が安全・安心、快適に外出できる環境を整備するため、複数の交通手段をつなぐ駅前広場等の交通結節点の整備と併せた授乳施設、休憩スペース等の整備を支援する。

授乳施設や休憩所等の整備イメージ

赤ちゃん・ふらっと事業（東京都） 整備例）（出典：東京都、八王子市HP）

成田国際空港ターミナルに設置されている授乳室
（出典：成田国際空港HP）

路面電車・バス等の
公共交通の施設（車両を除く）

自由通路

ペデストリアンデッキ

自転車駐車場

交通結節点整備

駐車場(P＆R等)

バリアフリー交通施設

荷捌き駐車場

民間施設と一体となった待合所

交通まちづくり活動の推進

「歩きたくなる街」の形成の推進

徒歩や自転車などの「遅い交通」に着目し、街の潤いや賑わいの形成に資する歩行空間のあり方に関するガイドラインを作成する。また、作成されるガイドラインを活用し、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた都内の歩行空間整備を実施するなど、「Walkable City（仮）」の取組を始める。

歩行空間のイメージ（宮城県仙台市定禅寺通り）

○コンパクトシティや健康まちづくりの推進にあたり徒歩や自転車などの「遅い交通」の重要性が高まっており、**歩行空間の質の向上が必要**となっている。

○来街者にゆとりや潤いを与え、街に賑わいを生む歩行空間の形成に関する**ガイドラインを作成し、自治体等へ発出**する。

○他の都市施設との連続性やユニバーサルデザインにも配慮し、**「歩きたくなる街」の形成を通じた地域の価値の向上や市民の健康増進、訪日外国人への対応も意識**したものとする。

H28

自主研究会

H29

ガイドラインの
作成・公表

H32

2020年東京大会に向け
歩行空間を整備
（都内数箇所目標）

都市公園安全・安心緊急総合支援事業【拡充】

背景と課題

- 都市部では、小さな子供が屋外で遊ぶ空間が不足しており、子どもが自由に遊び成長する環境として都市公園のニーズが高まっている。
- 大都市部等では、保育園等の園外活動の場として都市公園が活用され、一定の時間帯に利用が集中し、子ども同士の衝突等の危険性が高まるなど、課題を抱える地域がある。
- このため、小さな子どもの遊び場の需要が高く、その確保が必要な地域において、都市公園の整備、対象年齢に応じた遊戯施設の設置や再編、園内のバリアフリー化等を重点的に支援する。

遊戯施設等の整備イメージ

屋外の遊び場が不足し利用が集中する都市公園において、対象年齢に応じた遊戯施設の設置やバリアフリー化等の整備を支援する

遊び方に応じた遊具の配置への配慮や年齢層の異なる利用エリアの整理により安全性を向上

施策の成果

● 都市公園における遊戯施設の整備等により、子ども連れの家族等が安全に安心して遊ぶことができる屋外の遊び場を確保する。

緑と農の風景づくり事業【創設】

国土交通省

背景と課題

- 都市における緑地・オープンスペースは、ゆとりや潤いをもたらす空間創出、美しい景観形成、防災性向上への寄与等、良好な住環境の形成に不可欠であるが、未だ不足している地域が存在しており、財政制約等から用地の取得を前提とした緑地の整備だけでは今後の改善は期待できない。
- また、「都市農業振興基本計画（平成28年5月閣議決定）により、市街化区域内農地が、「都市にあるべきもの」と位置づけられたことを踏まえ、都市農地をまちづくりにおいて適切に活用していく必要がある。
- このため、民間事業者による一般利用に供する緑地の保全・整備を促進するとともに、既存の緑地や市民農園等をネットワーク化することにより、都市住民が身近に緑地・農地に触れあえる良好な都市環境整備を図る。

要求内容

「緑と農の風景づくり事業」の創設

〇概要

・地方公共団体や民間事業者による一般利用に供する緑地の保全・整備、市民農園の整備及びネットワーク化を促進する、「緑と農の風景づくり事業」を創設する。
・地方公共団体が策定する「緑と農の風景づくり事業計画」に位置づけられた地区において、地方公共団体や民間事業者による緑地の保全・整備、市民農園や緑道の整備等を支援する。

〈 事業主体 〉

地方公共団体（直接補助）、緑地管理機構（間接補助）、民間事業者（市民公開緑地の整備に限る）（間接補助）

事業のイメージ

施策の効果

➢市街地における貴重な緑地・農地風景の保全及び都市住民が緑・農に触れあう場の増加

○コンパクトシティ推進のための公的不動産（PRE）活用計画の作成支援

◎将来の急激な人口減少に対応し、住民生活に必要不可欠な行政サービス等の効率的・効果的な供給体制を構築していく観点から、地方公共団体においては、公共施設の集約化・複合化及びその後の利活用を進める必要がある。公共施設の再配置、民間機能への転用、複合化等といった個別の検討を進めていくにあたっては、様々なニーズに対応するため官民が一体となり取り組むことが重要である。官民連携による公共施設の集約化・複合化を進めることにより、コンパクトシティ形成の推進に寄与する。

現行制度

1. 計画作成の支援

対象計画：①立地適正化計画
②広域的な立地適正化の方針
③低炭素まちづくり計画
④ＰＲＥ活用計画

補助対象者
(直接補助:1/2)
地方公共団体
(①～④)
鉄道沿線まちづくり協議会
(②のみ)

2. コーディネート支援

ｺﾝﾊﾟｸﾄｼﾃｨの推進に向けた以下の段階における地域住民等の理解や合意形成を図るために必要なデータ整備、資料作成等の検討・調査、専門家の派遣等に係る費用を支援
－対象計画の策定
－対象計画に基づく各種施策の推進

3. 誘導施設等の移転促進の支援

誘導施設等の除却処分・緑地等整備の支援
－医療施設、社会福祉施設等(延床1,000㎡以上)
－商業施設（上記施設と一体的に立地）

4. 建築物跡地等の適正管理支援

跡地等管理区域における建築物跡地等の適正管理にかかる以下の費用を支援
－跡地管理方策に関する調査、検討経費
－跡地等管理協定を締結又は締結見込みの建築物跡地等の管理のための専門家派遣経費及び管理上必要な敷地整備経費

補助対象者
(直接補助:1/2)
地方公共団体
民間事業者等
(間接補助:1/3)
民間事業者等

補助対象の追加

地方公共団体がPRE活用計画を作成する際の支援対象に、現行の地方公共団体に加え、地方公共団体と商工会議所等を含む「協議会」を追加

地方公共団体と商工会議所等を含む協議会による「PRE活用計画」の作成

◇協議会による連携イメージ

◇民間の多様な提案を引き出した事例